

## 審議会等会議録

審議会等の名称	第 3 回山口市就学援助制度適正化検討委員会
開催日時	令和 2 年 10 月 29 日（木）10：00～10：50
開催場所	山口市教育委員会 第 1 会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	田畑雄紀、横山順一、金子順一、松原真奈美、安光真裕美、増本好夫、重枝謙二、時乗順一郎（8 人） 敬称省略、順不同
欠席者	米本律子（1 人） 敬称省略
事務局	三輪教育部次長、宮崎学校教育課長、原田副参事、田中主幹、岩田主事
議題	1 就学援助制度の適正化について 2 提言書（案）の説明 3 その他
内容	<p>次第に基づき、以下のとおり進められた。</p> <p>〈会長〉</p> <p>本日の議題は、「就学援助制度の適正化について 提言書（案）」です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>提言書（案）について御説明いたします。</p> <p>1. 「本市の就学援助制度の現状と課題」、2. 「令和 2 年度制度内容の検証」、3. 「適正化に向けた具体的方策の提言」の 3 構成としています。</p> <p>まず 1 ページは「はじめに」、次に 2 ページ、大項目の 1. 本市の就学援助制度の現状と課題、（1）本市の就学援助制度は、この制度が学校教育法に基づき、生活保護法を基にした対象者に対し義務教育を受けるのに必要な経費の援助を行う制度であること、また、本市は基準額の 1.8 7 倍までを 3 つの区分に分けて援助を行っていることを説明しています。（2）本市の状況は、図 1 に児童生徒数と認定率、図 2 に援助費の支給総額のそれぞれ 10 年間の推移をグラフで示しています。説明文には令和元年度の認定率、援助費の支給総額と、この 10 年間で減少傾向にあることやその減少幅について記載しています。（3）県内各市の認定率の推移及び基準額は、図 3 に県内 13 市の認定率の推移として、平成 25 年度、28 年度、令和元年度の認定率を棒グラフで示しています。本市だけでなく県内他市の推移はどうなっているか、その比較したものを図で示したものです。これを折れ線グラフで表示したものを追加資料でお配りしています。推移は何年間かの数値を折れ線グラフで見た方がわかりやすいですが、今回は線が混雑して見えにくくなることから棒グラフで表示しています。図 4 には、県内 13 市の支給基準額の上限を父（40 歳）、母（38 歳）、子ども 2 人（13 歳と 8 歳）のモデル世帯において収入換算したもので比較しています。検討委員会の中で、本市の基準は高い</p>

と説明していましたが、それを数値化して示しています。これらの図を基に、認定率は県内で多くの市が減少傾向にあること、令和元年度における1番高い市と低い市の認定率、本市の認定率は高い方から4番目となっていること、また本市の支給基準額が高い理由を記載しています。(4)本市の就学援助制度の適正化に向けたこれまでの取り組みとして、①就学援助制度の見直しは、この検討を始めたいきさつを、②～⑤に過去の検討委員会での提言内容を記載しています。②平成19年度は、所得階層に応じた段階的な支給を行うことが適切であるとの提言により、従来の支給基準額の算定を所得額から収入額に変更するとともに、収入額に対応した3段階の基準を設け、段階に応じた支給品目、支給金額に改正されたことなどを記載しています。③平成23年度は、収入状況に応じた3段階の支給区分設定について検証し、適正に制度運用がされていると評価したうえで、生活実態に即した基準づくりを検討するよう提言を行ったことや、住宅扶助基準については、持家、借家に差異を用いた基準額が必要であること、また、その他として広報手段の充実を図ることなどの提言内容を記載しています。④平成26年度は支給基準算定の3区分方式が本市特有の援助制度として定着していることから当面は継続すべきであることや、住宅扶助基準については借家と持家の基準を同一にすること、支給品目、支給金額は概ね適切であること、給食費及び医療費は優先的品目として取り扱う必要があるとした提言内容を記載しています。⑤平成29年度は、支給基準算定の3区分方式のうち、区分3に該当する世帯が真に支援が必要な世帯であるかを判断する必要があること、併せてより支援が必要な区分の世帯への支援の在り方について検討すること、そして新入学学用品費の前倒し支給の導入や支給品目によっては国の補助金の予算単価を準用することなどの提言内容を記載しています。⑥本市制度の課題として、本市特有の3区分方式の導入により、支給基準の上限額が他市に比べて高く、比較的収入の高い世帯も支援が受けられる制度となっていること、また変化する社会経済、教育環境において、真に経済的に就学困難な児童・生徒への適切な支援となっているか、限られた教育予算の中で、持続可能な制度として運用されているかを掲げています。

次に大項目の2. 令和2年度制度内容の検証、(1)検証項目は、今年度、時間的なスケジュールの関係から検証項目を絞らせていただき、①支給品目ごとの支給額の妥当性、②オンライン学習通信費としています。(2)検証内容、①支給品目ごとの支給額の妥当性は、図1として今年度の就学援助費の支給品目と支給額を、図2として学校調査による保護者負担額を掲載し、現行制度での支給品目と支給額が適切かどうか、併せて前回委員会で議論した制服について検証したとしています。②オンライン学習通信費は、本年、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、オンラインを活用した取り組みが着目され、国においてもGIGAスクール構想を加速させ、児童・生徒一人1台端末の整備を前倒して実施するなど、今後はICTを活用した教育の取り組みがさらに推進されていくことが予想されることから、本市においては、今年度タブレットドリルを導入し、学校だけ

質疑応答

でなく家庭においても活用を進めていくこととし、各家庭での通信環境整備への理解と協力を保護者へお願いする予定であることや、国の補助要綱にも正規の教材として指定又は同等と認められる場合はオンライン学習通信費について補助対象とされたことから、本市で各家庭に整備を依頼することにより生じる整備の経費や通信費の支援について検証したとしています。文中に出てくるタブレットドリルですが、これまでA Iドリルと言っておりましたが、すでに導入も終わり、正式名称をタブレットドリルとしたことから、文中における表記もそのように変更しています。

大項目3. 適正化に向けた具体的方策の提言とおわりには提言書を読み上げ。

追加配布した資料編は、検討委員会委員名簿、適正化検討委員会の3回の会議内容の抜粋、本検討委員会の設置要綱と就学援助費交付要綱です。これらを添付し、就学援助制度の適正化に向けた提言書（案）としています。以上です。

〈委員〉

平成29年度の提言に、3区分方式の見直しと、基準の算定を収入から所得へ変更する内容がありましたが、今回の会議で検討しなかったということでもいいですか。先送りをしたことになるのですか。

〈事務局〉

そういうことになります。第1回目の検討委員会でも御説明しましたが、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、スケジュールが遅れ、支給品目ごとの支給額の妥当性とオンライン学習通信費の検討とさせていただきました。3区分方式のあり方については検証項目から外していますが、会議の中で見直す時期という話がありましたので、「その他留意点」として記載しています。

〈委員〉

3年後の検証項目とするということですね。緊急性などは考えずに3年間は保留になるということですか。

〈事務局〉

検討委員会の開催は概ね3年ごととしており、このペースであれば3年後になりますが、見直しの要請もありましたので内容を精査したいと思います。

概ね3年毎であり絶対3年後に開催ということではありません。

〈委員〉

早い時期が良いと思います。

〈会長〉

来年開催する可能性もありますか。緊急に検討する必要がある場合はその都度開く可能性もありますか。

〈事務局〉

あります。

〈会長〉

今年はちょうど開催年でしたが、開催の年ではなかったらオンライン学習の通

信費などは緊急に委員会を開いて対応する可能性があったということですか。

〈事務局〉

早急に検討しなければならない事案が発生した場合は、検討委員会開催の可能性もあります。

〈委員〉

「その他留意点」の支給基準額の記載について、検証項目の中にはありませんでしたが、直近の支給基準額を採用することや3区分方式についても併せて見直し、今後検討されたいこととして、今回の検討委員会での役割を果たすように書かれたものと受け止めてよろしいですか。

〈事務局〉

検証項目ではありませんでしたが、会議の中で検証が必要という話がありましたので、提言内容としては1、2番と同様の記載をしています。

〈会長〉

検討されたいとの記載は、委員会としての意見との理解でよろしいですか。

〈事務局〉

はい。検証項目の中に加えた方がいいですか。

〈委員〉

委員会として提言した結果が残ればよいと思います。検証項目にこだわりませんが、項目として挙げてないことで軽く取られてはならないと思っており、提言として「されたい」と文章で書かれてあれば問題なく、また提言に対する結果についてもお任せしたいということです。

〈会長〉

その他諸々だからということで軽く見ないでほしいということですね。内容は重要ですので「その他」に書かれたことも同様に考えていただきたいという提言書であるというふうに認識しています。

〈委員〉

「子どもたち」について、文科省は漢字を使いますが、提言書中は「子供たち」と「子どもたち」が混在しています。文科省は漢字表記で、厚労省系はひらがな表記のようです。

〈事務局〉

「子どもたち」で統一します。

〈委員〉

他にも、表5、表6と、「図」とがあります。図表として通し番号としてもよいかと思います。

〈事務局〉

修正いたします。

〈委員〉

「かいかえ」の表記について、「買い替え」と「買替時期」で送り仮名が異なり

ますが意図されてでしょうか。

〈事務局〉

意図した表記です。

〈会長〉

今後の検討に卒業アルバムや体操服の補助がありますが、家庭によっては「卒業アルバムとしての思い出とかいららないです」という家庭もあると思いますので、就学援助対象世帯だけに支給することでよいのか、3つの全区分を対象とするか、については検討する必要があると考えます。

〈委員〉

体操服、制服の買い替えは、本当に経済的理由で困っている家庭に行き渡るか微妙ですが、今回は先送りされたという気がします。

〈委員〉

26年度の提言内容に優先的費目という表現があり、アルバムのところと重なったのですが、必要不可欠なものの考え方は価値観によって変わるものと思うため、ここで結論は出しにくいと思います。現状の小中学校でのアルバムの購入率は100パーセントに近いですか。

〈委員〉

希望をとる形ですが、ほぼ100パーセントです。

〈委員〉

私の大学では卒業アルバムの購入率が低く、写真屋さんが営業されています。スマートフォンなどの普及で日頃から写真が非常に身近になっていることと高額であることから購入しないようです。今後、義務教育でも同じ風潮になるかわかりませんが、まだ必要なものでしょうか。

〈会長〉

大学では買わない人が多いので、1冊の単価が高くなっています。卒業アルバムも体操服も全員が購入するようであれば、支援の対象にするときにいろんな検討が必要と思います。

オンライン学習の方は国の基準を目途にということでもとめてありますが、これで良いですか。3番は今後検討するというでもとまっています。

〈委員〉

就学援助は困っている家庭にスピード感を持って支援することが一番大事だと思います。今回先送りにした問題についてはその間の支援はないことになります。アルバムや制服などについては考え方や解釈がいろいろあり、正解がすぐにわかるものではないので、支援を行いながら、検証、改善していくという方法もあると思います。

〈会長〉

委員会の開催は3年に1回ですか。4年のときもあつたように思いますが。

〈事務局〉

	<p>初年度の20年度は立ち上げ、検証、改正と期間を要しており、4年になっています。設置要綱に基づき委員会を設置しておりますが、委員会の開催時期は明記されておらず3年の根拠は不明です。</p> <p>〈会長〉</p> <p>提言書は3年に1度でよいと思いますが、検討は毎年行ってはいかがですか。他の委員会は毎年や隔年が多いと思います。最近の問題も含め3年分をまとめて協議することは厳しいですし、来年起こった問題が再来年、3年後の議論になると問題が終わっている可能性もあります。緊急の検証事項が生じればその都度開催を検討するとのことですが、23～29年の間には大きな問題はなかったのでしょうか。委員の方の負担や予算、その他いろいろあると思いますが、協議の機会が増えれば意見が出やすく、より検討できるのではないかと感じました。</p> <p>〈委員〉</p> <p>折衷案として隔年開催はいかがですか。スピード感が違ってくると思います。</p> <p>〈会長〉</p> <p>提言書とは別件ですが、それも考えていただくようお願いします。</p> <p>それでは本日の会議は終了します。いただいた御意見は、最終的な提言書に反映いたしますが、その取りまとめは私と事務局へ一任させていただき、内容確認は各委員さんに文書により御確認いただくことをお願いいたします。</p> <p>また、教育委員会への提言書の提出は委員全員の出席のもと、提出することが望ましいですが、新型コロナウイルス感染症対策の観点等から一任させていただきますか。</p> <p>〈委員〉</p> <p>異議なし。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>今日まで御審議をいただきありがとうございました。また、委員会開催のあり方についても御提言をいただきましたので事務局で検討したいと思います。</p> <p>提言書につきましては、本日の貴重な御意見を踏まえ、最終的な取りまとめをさせていただき、各委員さんにお送りさせていただきますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。以上で令和2年度山口市就学援助制度適正化検討委員会を終了いたします。</p>
<p>会議資料</p>	<p>第3回山口市就学援助制度適正化検討委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・山口市就学援助制度の適正化に向けた提言書（案）</li> <li>・修正箇所一覧</li> <li>・県内13市の認定率の推移</li> <li>・資料編</li> </ul>
<p>問い合わせ先</p>	<p>山口市教育委員会 学校教育課 学務担当</p> <p>TEL 083-934-2862</p>